

# 主要事業個別シート(第2次実施計画/H27・28年度)

ver.1.01

① 基本事項	計画コード	事業名	部名	環境産業部
	19001	産業振興奨励事業	室名	商工業振興室
	基本施策の大綱	01:快適な都市空間の創造	会計	01:一般会計
	基本施策	01:企業活動の促進・雇用の創出	款	07:商工費
	施策の方向	01:持続可能な産業構造の構築	項	02:開発費
戦略プロジェクト	-	目	01:開発費	
事業予定期間	H 16 ~ H 28 年度		主な根拠法令要綱等 亀山市産業振興条例	

② 目的・概要	対象	市内において事業所の新設、増設又は移設をする事業者
	目的	産業の集積や高度化をはじめ、地域産業の活性化、就労の場や税収の確保などに寄与する、企業立地の促進を図る。
概要	亀山市産業振興条例に基づき、市内において事務所の新設、増設又は移設をする事業者に対し奨励金を交付することにより、企業の新規立地や既存企業の設備投資を促進するとともに、雇用の拡大を図る。 また、条例の失効期日(平成29年3月31日)も踏まえつつ、現行の奨励金制度の見直しを行う。	

		平成27年度	平成28年度	
③ 年度別事業計画	計画額	(奨励金交付対象事業者3件) 新設(交付2年目)1件 増設(交付2年目)2件	(奨励金交付対象事業者3件) 新設(交付3年目)1件 増設(交付3年目)2件	
		(奨励金) 土地・建物・設備にかかる固定資産税相当額の1/2 土地取得価額相当額×10%×3分の1	(奨励金) 土地・建物・設備にかかる固定資産税相当額の1/2 土地取得価額相当額×10%×3分の1	
	予算額	(新規奨励措置指定事業者1件) 新設1件	(新規奨励措置指定事業者2件) 新設1件 増設1件	
		事業費 63,200千円	49,800千円	
	計画額	国庫支出金		
		県支出金		
		地方債		
		その他		
		一般財源 63,200千円	49,800千円	
	予算額	事業費 57,200千円	49,800千円	
国庫支出金				
県支出金				
地方債				
その他				
一般財源 57,200千円	49,800千円			
期間内総事業費(H27・H28)①		113,000千円	期間外事業費(H29以降)② 192,900千円	
		総事業費 (①+②) 305,900千円		

			平成27年度	平成28年度	(参考・平成29年度)
①	名称	奨励措置指定事業者の数	計画値	1	2
	補足	新たに奨励措置指定事業者として指定した事業者の累計	単位	事業者	事業者
②	名称	奨励措置指定事業者の新規雇用者の数	計画値	15	30
	補足	奨励措置指定事業者の指定にかかる新規雇用者の累計	単位	人	人
③	名称		計画値		
	補足		単位		
④	名称		計画値		
	補足		単位		

# 事務事業評価シート

H27(主要事業)

① 基本事項	計画コード	事業名	部名	環境産業部
	19001	産業振興奨励事業	室名	商工業振興室
	基本施策の大綱	01:快適な都市空間の創造	財 会計	01:一般会計
	基本施策	01:企業活動の促進・雇用の創出	務 款	07:商工費
	施策の方向	01:持続可能な産業構造の構築	科 項	02:開発費
戦略プロジェクト	-	目 目	01:開発費	

② 目的・概要	対象	市内において事業所の新設、増設又は移設をする事業者		
	目的	産業の集積や高度化をはじめ、地域産業の活性化、就労の場や税収の確保などに寄与する、企業立地の促進を図る。		
概要	亀山市産業振興条例に基づき、市内において事業所の新設、増設又は移設をする事業者に対し奨励金を交付することにより、企業の新規立地や既存企業の設備投資を促進するとともに、雇用の拡大を図る。 また、条例の失効期日(平成29年3月31日)も踏まえつつ、現行の奨励金制度の見直しを行う。			

		27年度	28年度
①	名称	奨励措置指定事業者の数	計画値 1
	補足	新たに奨励措置指定事業者として指定した事業者の累計	実績値 0
②	名称	奨励措置指定事業者の新規雇用者の数	計画値 15
	補足	奨励措置指定事業者の指定にかかる新規雇用者の累計	実績値 0
③	名称		計画値
	補足		実績値
④	名称		計画値
	補足		実績値

年度計画				年度実績					
(奨励金交付対象事業者3件) 新設(交付2年目)1件 増設(交付2年目)2件  (奨励金) 土地・建物・設備にかかる固定資産税相当額の1/2 土地取得価額相当額×10%×3分の1  (新規奨励措置指定事業者1件) 新設1件				(奨励金交付対象事業者3件) 新設(交付2年目)1件 増設(交付2年目)2件  (奨励金) 土地・建物・設備にかかる固定資産税相当額の1/2 土地取得価額相当額×10%×3分の1  (新規奨励措置指定事業者) なし					
④ 事業の計画・実績	事業費	事業費	計画額 63,200	予算額 57,200	決算額 57,020	総人件費 ①	986	平均給与額×③	
		国庫支出金		0		一般職員人件費 ②	986		
		県支出金		0		所要人員 ③	0.13		
		地方債		0		臨時職員人件費 ④	0		
		その他		0		受益者負担額 ⑤		受益者負担率 0.0% ⑤ / ⑥	
		一般財源	63,200	57,200	57,020				
		再掲	翌年度への繰越額		0				
			前年度からの繰越額		0	0			
			総人件費		①	986			
			総コスト		⑥	58,006			

⑤ 事業の評価	<b>【事業の成果】</b> 市内民間産業団地「亀山・関テクノヒルズ」への新規立地により奨励措置を行っている既存企業(中小企業)1社及び事業所の増設により奨励措置を行っている既存企業2社に対し産業振興奨励金を交付し、企業立地の促進等を行った。また、市内での新規立地や増設を検討する事業者に対し、産業振興奨励制度の活用を含め、立地の働きかけを行った。	総合判定  <h1 style="text-align: center;">B</h1> まずまず進んだ	
	<b>【反省点・課題】</b> 市内での新規立地や増設を検討する企業に対しより効果的にPRを行う必要があるとともに、現行制度の検証等を通じた制度内容の見直しを行う必要がある。		
	<b>【改善の方向性】</b> 県や市内産業団地の開発主体、商工会議所等と連携を図りながら、企業との様々な機会を活用して、産業振興奨励金制度のPRを効果的に行っていく。また、産業振興条例の失効期日(平成29年3月31日)を踏まえつつ、当該奨励金制度の見直しを行う。		
事業目的の妥当性: 適切		有効性: 適切	最終評価確認者: 商工業振興室長 富田 真左哉